様式第15号（第15条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

産山村長　　　　　　　　　　印

緊　急　安　全　措　置　実　施　通　知　書

あなたが所有（管理）する下記の特定空家等について、管理不全な状態にあることにより、人の生命、身体又は財産に被害が生じる危険があると認められ、緊急に危険を回避する必要のあることから、産山村空家等対策の推進に関する条例第９条第１項の規定に基づき、当該特定空家等に立ち入り、緊急安全措置を講じるので、同条第２項の規定により通知いたします。

記

１　対象となる特定空家等

所在地　熊本県阿蘇郡産山村大字　　　　　　番地

用　途

所有者　住　所

氏　名

２　緊急安全措置

実施日　　　　　年　　月　　日

内　容

概算額　　　　　　　　　円

３　教示

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３ヶ月以内に、産山村長に対して審査請求をすることができます。ただし、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３ヶ月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは審査請求をすることができなくなります。

この処分については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６ヶ月以内（上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内）に、産山村を被告として（訴訟において産山村を代表する者は産山村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。